人権・同和教育シリーズ㉒

人権啓発・男女共同参画推進課男女共同参画推進係がお伝えします。

女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力をなくす運動をご存知でしょうか。毎年11月12～25日（女性に対する暴力撤廃国際デー）までの2週間、全国でさまざまな取り組みが行われます。

DV（※）や職場でのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、SNSでの誹謗中傷など、女性に向けられる暴力の形は多様です。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のこと

「これってDV？」と思ったら

本市では女性相談の約6割がDVに関する相談で、多くの人が被害を受けていることが分かっています。

私自身、以前、知人から「夫の怒鳴り声を聞くのが怖くて家に帰るのがつらい」といった相談を受けたことがありました。彼女は身体に傷を負っていたわけではありませんが、日々の暴言や生活を細かく制限されることに心をすり減らしていました。

DVというと、殴る・蹴るといった身体的暴力をイメージしがちですが、実際には「お前は何をやってもダメだ」といった言葉による精神的暴力や、少ない生活費を渡し、足りなくなってもお金を渡さないなどの経済的暴力、嫌がるのに性的行為を強要するなどの性的暴力があり、これらは表面化しにくい形で深く人を傷付けます。

こうした被害にあったとき、多くの人は「何もできない自分が悪い」と自分を責めたり、「自分が我慢すればいい」と思い込んだりしてしまいます。しかし、暴力は決して許されるものではなく、紛れもない犯罪です。

一人で悩まないで

被害を受けている人はもちろん、周囲で「おかしいな」と気付いた人も、一人で抱え込まずに声を上げることが大切です。「助けてくれる人は誰もいない」と思っていませんか。子どもの安全や就学の問題などが気になり、自分を守ることや逃げることに踏み切れず、誰にも相談できずに悩んでいませんか。

本市やさまざまな機関で、相談窓口が設けられています。どこにでも相談でき、秘密は守られます。

まずは、「暴力は犯罪である」という当たり前の意識を、家庭や職場、地域の中で共有し、この運動の期間に、今一度ご自身と周りを振り返り、「暴力のないまち」をめざしていきましょう。

市の相談窓口

■男女共同参画専門委員相談
（要予約） ※詳細22ページ

▼弁護士
偶数月 第3㈮

▼カウンセラー
奇数月 第3㈬

人権啓発・男女共同参画推進課
☎0968(25)7210

■子育て支援課内相談室
女性相談支援員が窓口や電話で相談を受け付けます。
☎0968(25)1399（直通）

予約はこちらから

「はい！こちら菊池市消費生活センターです！」㊺

【問い合わせ先】菊池市消費生活センター ☎0968(36)9450
㈪～㈮ 午前10時～正午、午後1時～4時（福祉課）

無料点検商法に注意！

業者などが電話や来訪をして、給湯器や分電盤、ブレーカーを無料で点検をした後、「このままではガス漏れや火災を引き起こす危険性があるので早めに交換したほうがよい」と不安をあおり、契約をせまる点検商法に関する相談が増加していますので、注意してください。

相談事例❶
点検後に「このままではガス漏れを起こして火災の危険性がある」と言われた。新しい機器への交換を勧められたが、購入した業者名と異なるので怪しいと思い契約を思いとどまった。

相談事例❷
「分電盤やブレーカーの無料点検をする」との電話があり、点検が終わると、「耐用年数を過ぎているので、漏電などで火災になる」と言われた。契約電力会社の点検業者だと思い込み、高額の交換工事の契約をしたが家族に相談すると、騙されているのではと言われ、不安になったので契約を止めたい。

注意点

▼突然、無料点検すると電話や訪問してくる業者には、安易に応じないようにしましょう。契約したガス・電力会社や購入メーカーに定期点検を行っているか確認しましょう。

▼その場で契約せず、複数の業者から見積もりを取って比較検討してから契約しましょう。

▼突然の電話や訪問で契約した場合でも、8日以内であればクーリング・オフができる場合があります。

点検商法は他にも、「水漏れ点検」や「太陽光発電装置の点検」など、さまざまな例がありますので、注意してください。

また、使用しない不要なカードは解約するようにしましょう。不安な場合は消費生活センターに相談してください。

◆シリーズ◆ 南北朝・菊池一族歴史街道㉑

【問い合わせ先】観光振興課 ☎0968(25)7223

◆愛媛県八幡浜市

八幡浜市で一番多い姓は菊池（菊地）姓で、約1800人（人口3万人弱）といわれています。4万6千人余の本市のキクチさんが2桁台ということからみても、とても多いことが分かります。

そのルーツは菊池一族だと伝わり、郷にある石棟城（尾崎城）は、室町時代に一族の末裔が城主を務めたという城です。

13代武重の子孫・武正が、応永25（1418）年に嶽城主の伊予宇都宮氏を頼って石棟城へ入り、城主になったとされています。武寿―武秀―武朝と続きますが、弘治2（1556）年に宇都宮氏と西園寺氏が鳥坂の峠で戦った時、通り道に当たる石棟城は攻略されたと思われます。

その後、石棟城主として登場するのは、菊池出雲守武友（国木円照寺蔵系図では近治）。父は、菊池氏最後の当主とされる26代義武（大友重治）です。義武は、豊前・豊後で勢力を伸ばしていた大友義長の子で、前当主の武包を追い菊池氏の家督を得ていました。

しかし、高慢な性格から家臣たちの離反に合い、身の危険を感じた義武は相良氏を頼って菊池を離れました。その後、大友氏の家督を継いだ甥の義鎮との関係が悪化、天文23（1554）年に51歳で自刃します。その遺児が武友で、弟は石見守秀隆（同上系図では近元）です。

弘治元（1555）年、島津義久を頼って落ち延びた後、大友氏と敵対していた西園寺氏を頼り、弘治3（1557）年に伊予へ渡ります。その後、南方殿摂津親安（西園寺十五将の一人）に属し、その支援で石棟城の城主となっています。

石棟城の主郭跡には、安永4（1775）年に子孫により近治と近元の2基の五輪塔が建てられました。「宇和旧記」や五輪塔によると、近治は天正6（1578）年9月13日に、近元は同年同月8日に没したと記されています。

兄弟の最期が、どのようなものであったか定かではありませんが、長宗我部氏の援助を受けた大野直之に攻められて討死したものと推察されています。子孫は西予市三瓶町垣生に逃れて南方領に住むようになりました。

昨年3月に八幡浜市で開催された「菊池さんの知らない世界」に本市職員が出向き、「入門！はじめての菊池一族」と題して講演し、市内外から参加した約80人が、菊池一族の栄華に思いを巡らせました。

この場でも、八幡浜市と菊池一族との関連を問う声が上がり、石棟城の城主は菊池氏であり、そこから菊池（菊地）姓が広がっていったのではとの推察がなされました。

遠く離れた地で、菊池一族の誇りと菊池という名に対する思いが連綿と続いていることはありがたいことであり、このような交流が続くことを願います。

石棟城跡より八幡浜市を望む
（手前の藪が城跡）

国登録有形文化財 姫井橋

【問い合わせ先】文化課 ☎0968(41)7515

姫井橋は架橋100周年を迎えます

県道329号原・植木線、旭志弁利の合志川に架橋する姫井橋は、大正14（1925）年に完成した橋長18㍍、幅員4・6㍍、下間長17㍍、下路式アーチRC型の鉄筋コンクリート製です。

近代土木技術が導入されて以来、大正期にこの工法で架設された形式の橋は全国初です。現存するコンクリートアーチの橋の中では日本最古と評価され、平成18年度の「選奨土木遺産」として（社）土木学会より認定されています。

平成22年1月15日、「姫井橋」は本市で第1号となる国登録有形文化財（建造物）に登録されました。

姫井橋の経緯

姫井橋より上流に橋はなく、隈府町列組合の設計により、ようやく架橋されたもので、初めて馬車が通れるようになり、森林資源が豊富な地域であったことから、木材運搬など生活に欠かせない大切な橋となりました。

ちなみに、橋桁が川岸に対して斜めに架かっているのは、木材が長いため少しでも大回りしないようにとの工夫のためです。

昭和56年にすぐ横に新しい橋が架けられ、橋は撤去される予定でしたが、地元の強い熱意により奇跡的に保存されました。

現在は歩道橋以外では使用されていませんが、地元の皆さんから「馬橋」の愛称で親しまれています。